

大阪市告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

大阪市長 横山英幸

路線名	起点 終点
東淀川区 第2025-01号線	東淀川区相川1丁目3番の22地先 同 区同 2番の7地先 (別紙参考図参照)

(建設局総務部管財課)